

【令和7年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	各委員 の評価
1 市民と議会の関係（第5章）				
(第11条第1項) 議会は、その活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	議会活動の情報公開の徹底	会議録はホームページで検索システムにて公開している。議会映像は生中継及び録画をホームページで提供。常任・特別委員会記録は随時公開。その他議案書、審議結果等も公開している。議会日程については、防災行政無線、ホームページで住民に周知している。また、年間の定例会予定を公表している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回以上の議会だよりにより、概ねなされている。</li> <li>・ホームページからもこれまでの状況を閲覧できる。</li> <li>・議会中継の録画公開までの時間短縮が必要。</li> <li>・議会だよりの発行と、議員と語る会の開催でできている。</li> <li>・議会だよりの発行やホームページ掲載により情報公開は行われているが、市民にとって議論の過程が十分に伝わっているとは言い難い。YouTube配信の周知強化や議事録の迅速な公開など、情報発信の充実が必要である。また市民の視点による議会モニター制度の導入も検討すべきである。</li> <li>・広報誌や市のホームページなどで十分できていると思うが、若い世代を中心にどれだけ興味を持っているのか疑問に思う。議会や委員会、所管事務調査などの、開催状況写真などを、SNSツールを使い発信することにより議会が何をしているかの興味を持つきっかけとなり、そこから広報誌や市議会のページにつながる仕組みを作る。</li> <li>・十分やっている。</li> </ul>	4
(第11条第4項) 市民との意見交換の機会を設け、議会及び議員の政策立案能力の強化、拡大を図る	意見交換会の実施	市内各地で住民の方々または団体等を対象に議会報告会を開催してきた。しかし、コロナ禍により令和2年度から令和4年度は実施ができなかったが、令和5年に開催した。令和6年度は市内各種団体を対象に実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は、過去に比べ改善されつつあるが、私を含め議員個人の意見を主張する会になりがちである点は否めない。</li> <li>・和やかな雰囲気、若年層や女性の参加者が増え、正直な意見が聴ける場になるよう努力が必要である。</li> <li>・議員と語る会で出た市民からの意見を政策立案に向け、各常任委員会で協議している状況である。年一回の意見交換は議員と語る会で概ね出来ている。</li> <li>・若者団体との意見交換会を実施したことは評価できたが、対象が限定的であり、幅広い市民の意見を聞く機会としては十分とは言えなかった。年代や地域を広げた意見交換の場を継続的に設ける必要がある。市民が直接意見を述べる機会としての議会報告会の開催について、さらなる充実が必要である。</li> <li>・市民との意見交換は全くできていないと思う、各個々の議員での市民の皆さんと意見を交わすことはできても、議員全体で市民の皆さんの意見を共有するという意味で、市民と語る会があると思うが、年に1度しか開催できていない状況と、交換会内容や出された意見を議員で共通認識し、課題を提示し解決するといった作業ができていない。</li> <li>・十分、市民と意見交換している。</li> </ul>	4
(第11条第5項) 市政全般にわたり、議員と市民が自由に情報・意見交換する議会報告活動を年1回以上行うよう努める。	議会報告会の実施			
2 議会と行政の関係（第5章）				
(12条第1項) 本会議での質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行う。	質疑における一問一答制の導入	一般質問は60分の持ち時間において一問一答で行っている。また、第1回定例会における当初予算に関する総括質疑について、一問一答制に変更した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一問一答制は、概ねなされていると思う。</li> <li>・一問一答を理解していない議員が少数おり、その議員は当然できていない。</li> <li>・一問一答方式は導入されているが、質問と答弁の整理が十分でない場合も見受けられる。</li> <li>・一問一答でも、1問での中身が長すぎて論点が明確でない質問がある中には答えようのない質問も出てきている。</li> <li>・やっている。</li> </ul>	4
(第12条第2項) 本会議、委員会へ出席した市長等は議長、委員長等の許可を得て、議員の質問等に対して論点・争点を明確にするため反問することができる。	市長等の反問権	市長等において議長の許可を得て実施しており、議員からの質問の確認がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より論点が深まるようなタイミングで、反問権を行使して、より良き市政に繋げてもらいたい。</li> <li>・議員の質問が分かりにくく、それについて市長が聞き直したことを反問権の行使だと言った議員がいたので、議員自身も反問権をわかっていない。</li> <li>・反問権は適切に運用されており、論点争点の明確化に一定の効果が見られる。</li> <li>・反問はより良い議論をするためには必要であり、一方的意見にならないように反問権を十分つかっている。</li> <li>・やっている。</li> </ul>	4
(第12条第3項) 議員が行う市長等への口頭による要請等に対し、両者の関係の透明性を図るため、日時、内容、対応等を記録した文書を作成するよう市長に求める。	議員からの要請等に対する記録作成依頼	議会基本条例制定時から市長へ依頼し、現在実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請したことはあるが、文書は確認していない。機会をとらえて確認したい。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・透明性の確保のために記録の適切な保存及び共有が重要である。</li> <li>・求めているが完全ではない。</li> </ul>	4

【令和7年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	各委員 の評価
(第13条) 市長等が策定する政策、計画等について、議会が必要と認めた場合は、政策等の発生源、経緯等について市長等に説明を求めることができる。	議会に対する施策等の説明	平成27年第1回定例会で同規定により、市民交流センター等建設計画の進捗状況について市長に説明を求めた事例がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての重要な仕事である。必要性を十分吟味して行使を検討して行きたい。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・政策説明は一定程度行われているが、より詳細な説明を求める必要がある。</li> <li>・実施している。</li> </ul>	4

【令和7年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	各委員 の評価
(第14条) 予算及び決算の審議に当たり、第13条の規定に準じ、市長等に対し説明資料の提出を求めることができる。	予算・決算審議における政策説明	必要に応じ委員会等で資料提出を求めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できている。</li> <li>・委員会においては概ねなされていると思う。個人においてもお互いに風通しの良い情報交換をお願いしたい。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・予算審議は実施されているが、政策目的や効果の検証を含めた審議の充実が求められる。</li> <li>・実施している。</li> </ul>	4
3 討議の拡大（第7章）				
(第15条第2項) 本会議及び委員会において議案審議による結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努め、結果について市民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	討議による議会の合意形成	各常任委員会及び特別委員会で委員間討議を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大切なことだが、それぞれの議員において、大分差がある。自身も建設的な結論に至るよう、対立を融合に向けて努めたい。</li> <li>・活発な討議はない状況はある。</li> <li>・議員間討議の機会は少なく、議会としての合意形成を深めるための討議が十分とは言えない。議員間討議の充実を図る必要がある。</li> <li>・議案よりばらつきはあるものの、討議という場で、十分に討議されたのか疑問に思うこともあるが、説明責任は果たしている。</li> <li>・努めている。</li> </ul>	3
(第16条第1項) 議会は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、政策検討会を開催し、十分な討議を行い政策提言に努めるものとする。	政策検討会の設置	議会運営委員会で調査等を行っているが、設置までは至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在調査検討中</li> <li>・言うは易く行うは難し。議員数が減少していく中で、それぞれの議員の時間配分の努力と包容力が問われる。</li> <li>・制作検討会はなされていないが、議会運営委員会で調査研究中である。</li> <li>・政策検討会がなされていない。政策立案機能の強化が必要である。</li> <li>・検討委員会と常任委員会が同じ動きだと思ふ、常任委員会からの提言をもとに、全委員で件とすべきものか判断が必要。</li> <li>・やっていない。</li> </ul>	2
4 委員会の活動（第8章）				
(第17条第1項) 委員会は其所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努める。	委員会による政策提案	各常任委員会において、所管事務調査項目を選定し積極的に調査研究を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行されている。</li> <li>・なされていると考えるが、政策提案に関しては、やみくもにやるのではなく、よくよく検討して、実効性のあるものにして行かねばならない。</li> <li>・総務文教委員会では、現在所管する事務の調査研究を行い、政策立案をする予定にしている。</li> <li>・委員会活動は行われているが、政策提案機能の強化に向け、さらなる調査研究の充実が必要。</li> <li>・やっている。</li> </ul>	4
(第17条第2項) 参考人制度、公聴会制度を十分活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。	専門的・政策的識見の活用	請願、陳情等の委員会審査について、必要に応じて参考人制度を活用している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為されるべきと考えるが、現所属委員会では、なかなかかみ合っていないようで、活用に至っていないようである。</li> <li>・専門的な意見が必要であれば、要請すること何ら意義を唱える議員はいないのでいいと思う。</li> <li>・利害関係者の意見聴取は行われているが、専門家や学識経験者の知見を活用する機会はない。専門的見地からの助言を活用し、議論の質の向上を図る必要がある。</li> <li>・やっている。</li> </ul>	3
(第17条第3項) 委員会は、その年度の活動内容の検討を行い、委員会の活動計画を策定する。	委員会活動計画の策定	年間において計画的に活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行されている。</li> <li>・議員個人の活動と委員会活動の調整は難しい。現所属委員会ではなかなか委員会活動計画まで至っていないようである。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・計画に基づき実施されている。より効果的な委員会運営に向け、さらなる充実が望まれる。</li> <li>・実施している。</li> </ul>	5
(第17条第4項) 視察を行った場合、内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設ける。	視察内容の報告及び意見交換	所管事務調査後に議会で報告を行うとともに、必要に応じて関係課等との意見交換を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行されている。</li> <li>・概ね、為されていると思う。時系列な活動内容、会議内容の記録保存がなされることの重要度を実感している。</li> <li>・概ねできているが、視察に出席しない議員がいることは問題である。</li> <li>・視察結果の報告及び共有は適切に行われており、今後の議会活動への反映が望まれる。</li> <li>・実施している。</li> </ul>	4

【令和7年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	各委員 の評価
5 議会及び議会事務局の体制整備（第9章）				
（第18条） 議員の政策形成及び立案能力向上のため、研修の充実を図り、また広く各分野の専門家、市民各層との研修会の開催に努める。	議員の研修体制の充実	これまで県市議会議長会等の研修に加え、全国研修等に一部議員が参加してきている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員個人の政務調査費が皆無な中で、今以上の予算確保が望まれる。</li> <li>・4市議員研修や出水地区議員研修など研修は行われているが、自身でスキルを上げる事には自身で行うべき、そう考えると政務活動費は必要。</li> <li>・議員研修会はあるものの、議員の政策形成能力向上のため、研修の充実が必要である。</li> <li>・研修している。</li> </ul>	3
（第19条） 議員の政策形成及び政策立案を補助する議会事務局の調査機能、法務機能の充実強化を図る。	議会事務局の体制整備	正規職員が1名減員され、現在は4名体制となっている。平成27年度から議会事務局嘱託員、令和元年度から会計年度任用職員での採用となり、また、令和7年度から会計年度任用職員が1名増員（障がい者枠）され2名体制となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活動が、遅滞なく健全に運用されるために議会事務局の在り方は重要である。議員への偏らない接し方、執行部との風通しの良い情報交換に務めてもらいたい。</li> <li>・今年度は一人の補充ができ良かったが、議員が事務局を政策立案の補助というよりはこれまでの事務を確認するなど、そもそも政策立案の補助に事務局の協力を貰うまでにいたっていない。</li> <li>・今後も補助機能強化が望まれる。</li> <li>・十分やっている。</li> </ul>	4
（第20条） 議会活動及び市政に係る重要な情報を市民に周知する。また多くの市民が議会に関心を持つよう議会広報活動に努める。	議会広報活動の充実	平成27年4月から常任委員会として広報広聴委員会が設置され、定例会または臨時会ごとに議会だよりを発行し、議員と語る会の開催も主体的に行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少々、いじくり過ぎて興味本位に偏り過ぎている感は否めないが、年4回の議会だより、概ね、適切になされていると思う。</li> <li>・議会だよりは逆に内容を簡素化して、本会議の動画や実際に行われている議会を観て頂くよう努力すべき。</li> <li>・議会だよりは発行されているが、市民に議会活動が十分に伝わっているとは言えない。SNS等がかつような広報の充実が必要である。</li> <li>・やっている。</li> </ul>	3
6 議員の身分及び待遇（第10章）				
（第21条） 議員定数は条例で定め、改正に当たっては、市政の現状・課題等を十分考慮し、参考人・公聴会制度により市民の意見を聴く。	議員定数改正の考え方	平成30年の特別委員会では定数を1減し15人とされ、令和5年に1減の14人とされた。区長アンケートや陳情において参考人招致が行われた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性を重視した議会体制を維持すべく、その時代の議員数を考えて行きたい。</li> <li>・委員会構成の人数を考えたらこのままでよい。</li> <li>・議員定数は現在適切であるが、市政の状況や人口動向を踏まえ、必要に応じて検討していくことが望まれる。</li> <li>・市民の意見を聞いている。</li> </ul>	4
（第22条） 議員報酬は条例で定め、改正に当たっては特別職報酬等審議会に基づく市長が提案する報酬を考慮し、明確な改正理由を付して提出する。	議員報酬改正の考え方	令和4年度に議員定数も含めた特別委員会において調査され、令和5年度に平成11年以来、報酬及び定数が改正された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民目線に配慮を怠ってはならないが、議員の仕事が、やり甲斐があり魅力あるものであるために、自身の仕事をディスカウントすることなく取り組みたい。</li> <li>・問題なし。</li> <li>・議員報酬は条例に基づき現在適切に運用されているが、市民の理解を求めていく必要がある。</li> <li>・やっていない。</li> </ul>	4
7 見直し手続（第12章）				
（第24条） 議会は1年に1回、この条例の目的が達成されているか議会運営委員会において検討し、必要があれば改正を含む適切な措置を講じる。	議会基本条例の検討及び見直し	議会運営委員会において基本条例の各項目の達成度等について検討を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大切なことだ。正直、自身も綿密にチェックしているとは言えないが、機会をとらえて取り組んで行きたい。</li> <li>・16条で政策検討会の実施を、17条1項で委員会での政策提案について明記している。ここを明確化するべきではないか。</li> <li>・継続的な検証と見直しが必要である。</li> <li>・やっていない。</li> </ul>	3